

## 令和7年度 第4回 湯梨浜町農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和7年7月10日(木) 午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(12名)	1番 土海 政信 委員	2番 下田 健一 委員	3番 尾川 寛信 委員	4番 山田 隆雄 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 山下 和子 委員	7番 渡邊 由佳 委員	8番 清水 武敏 委員
	9番 横川 力 委員	10番 中村 弘明 委員	11番 蔵本 孝広 委員	12番 山上 真治 委員
欠席委員(0名)				
出席推進委員(8名)	13番 赤井 保 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 松本 勝男 推進委員	16番 山本 正義 推進委員
	17番 伊藤 文夫 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 音田 孝好 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提案議案	第11号議案 非農地の現況証明について 第12号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について			
報告事項	第1号 水田の畑地変換届について 第2号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局</p> <p>山下委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第4回農業委員会定例総会を開会します。</p> <p>はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。本日の先導役は、議席番号6番の山下和子委員です。よろしくをお願いします。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ありがとうございます。ご着席ください。</p> <p>それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつをいただきます。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 中略)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告をします。</p> <p>農業委員の現員数12人に対し、ただ今の出席委員は12人、全員出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p>	<p>長谷川会長 (議長)</p>	<p>本日の会議の日程は、お手元に配布のとおりでございます。ご確認願います。それでは進行させていただきます。</p> <p>日程2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、議席番号6番の山下和子委員、議席番号7番の渡邊由佳委員、両名を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお、会議書記におきましては、事務局にお願いを致します。</p>
<p>3 報告事項 第1号 水田の畑地変換届について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>日程3.報告事項に移ります。報告事項第1号「水田の畑地変換届について」、事務局より説明してください。</p> <p>会議書2頁です。</p>

<p>第 2 号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について</p>	<p>(議長) 事務局</p> <p>(議長)</p>	<p>報告事項第 1 号「水田の畑地変換届について」を説明します。 次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので報告するものです。 (資料は 2-1 頁) 番号 1 届出人は、藤津●●。土地の所在は、大字藤津——。地目は田、面積は 1,722 m<sup>2</sup>です。 この土地を 1 m の盛土を行い、普通畑へと変換するものです。 頁をめくっていただき、2-1 頁が航空写真による位置図で、右端付近に赤色で示しています。 なお、申請地に隣接する農地所有者 3 名の同意書が添付されています。説明は以上です。 次に、報告事項第 2 号「公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について」、事務局より説明してください。 会議書 3 頁です。 報告事項第 2 号「公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について」を説明します。 次のとおり、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。 (資料は 3-1 頁～3-2 頁) 番号 1 届出人は、鳥取県です。土地の所在は、大字田後——。地目は田、面積は 597 m<sup>2</sup>。地権者は、松江市の●●。 概要について、所管課は、中部総合事務所県土整備局道路都市課。工事名は、国道 179 号はわいバイパス改良工事。転用目的は、土砂や資材等の仮置場として使用するものです。期間は、令和 7 年 6 月 5 日から令和 9 年 3 月 31 日までの約 1 年 10 ヶ月間で、この期間内に工事完了及び農地復元するものです。施工業者は、株式会社●●です。 頁をめくっていただき、3-1 頁が航空写真の位置図で、左側に赤色で囲っている、三角形の形です。申請地の隣接西側が、はわいバイパスが通る位置になります。分筆状況により、その形が少しわかるかと思えます。 次の 3-2 頁は、土地利用平面図です。右側が北の方角になります。申請地を黄色で囲っています。仮置きする資材等は、赤色三角形、土砂は赤色四角形で示しています。配置予定ということでご確認ください。説明は以上です。 以上で報告事項第 1 号及び第 2 号の説明が終わりました。報告事項でございますので、皆さん</p>
--	---------------------------------	--



<p>事務局</p> <p>(議長)</p>	<p>再度、4頁をお願いします。 (資料は4-4頁～4-6頁) 番号2 申請人は、方地●●。土地の所在は、大字方地——。地目は台帳 畑、現況 山林。面積は、129 m<sup>2</sup>です。先代が平成11年に相続して以降、耕作や管理ができないまま山林化したものです。 頁をめくっていただき、4-4頁が航空写真の位置図です。右上付近に赤色で示している、四角形の箇所です。頁をめくっていただき、4-5頁が現地の写真です。2枚とも南側から撮影しています。ご確認ください。次の4-6頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地部分を赤色で示しています。参考までに周辺の台帳地目を記載していますのでご確認ください。説明は以上です。</p>	<p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号19番の音田孝好推進委員より報告をしてください。</p>
<p>音田推進委員</p> <p>(議長)</p>	<p>申請地は、長らく手が掛けられておらず、原野化しており、容易には農地に復元することは困難な状況であり、非農地として認めることについて問題はないことを委員全員で確認しました。以上です。</p>	<p>申請地は、長らく手が掛けられておらず、原野化しており、容易には農地に復元することは困難な状況であり、非農地として認めることについて問題はないことを委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>以上で、2案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより、2つの案件について一括して質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p>
<p>山本推進委員</p> <p>事務局</p> <p>(議長)</p>	<p>番号2の案件について、現状はわかりましたけど、このまま雑木等が生えた状態で放置して良いですか。</p> <p>地目が宅地など、どのような土地であっても管理はされるべきと考えます。ただし、この案件については、すでに農地の状態でないため、非農地の申請が出されたものです。</p>	<p>番号2の案件について、現状はわかりましたけど、このまま雑木等が生えた状態で放置して良いですか。</p> <p>地目が宅地など、どのような土地であっても管理はされるべきと考えます。ただし、この案件については、すでに農地の状態でないため、非農地の申請が出されたものです。</p> <p>補足ですが、所有者が農地の保全が難しい。また、写真にあるように原野化しています。ただし、敷地から出ている木の枝等は切ってもらおうといった対策は必要かと思います。農地、非農地に限らず、きちんと保全してくださいということです。とりあえず、農地の縛りから外しましょうということです。</p>
<p>山本推進委員</p> <p>(議長)</p>	<p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p>	<p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、案件ごとに採決を行います。議案第11号「非農地</p>

<p>議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>の現況証明について」の内、番号 1 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。</p> <p>次に、番号 2 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 11 号「非農地の現況証明について」は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 12 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。なお、本議案については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。皆さんにお諮りをします。議席番号 10 番の中村弘明委員より申請の売買案件、農地番号 1 から 4 の案件を先に分割審議することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、売買案件、農地番号 1 から 4 の案件を先に分割審議することとします。それでは、中村弘明委員は退席してください。</p> <p>(10 番 中村弘明委員 退席)</p> <p>中村弘明委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 12 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議の案件について、事務局より説明してください。</p> <p>会議書 5 頁です。</p> <p>議案第 12 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は 5-1 頁、5-2 頁)</p> <p>まずは、分割審議案件、議席番号 10 番の中村弘明委員関連です。</p> <p>5-2 頁の売買関係です。農地番号 1 から 4、地権者は、東京都狛江市の●●。土地は、大字水田下地内の記載の 4 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。面積は、4 筆合計 6,360 m<sup>2</sup>で、農振農用地区域内の農地であり、青と記載しています。</p> <p>地権者から機構へ所有権を移転する時期は、令和 7 年 7 月 31 日の予定で、対価は、4 筆合計</p>
--	------------------------	--

	<p>(議長)</p> <p>横川委員 事務局</p> <p>横川委員 (議長)</p> <p>事務局</p>	<p>——千円。機構から耕作者へ所有権を移転する時期は、令和7年8月25日の予定で、対価は、4筆合計——千円です。10アール当たり——円での売買です。買受する者は、藤津の中村弘明で、認定農業者です。地域計画の地区については、湯梨浜町全体で6つの地区があるうち、羽合1、羽合地域の主に水田地帯のエリアです。</p> <p>なお、記載はありませんが、記載の4筆については、利用権設定により現在、中村弘明が耕作中であり、この度、地権者からの売買申し出により、耕作者である中村弘明が購入することになったものです。議席番号10番の中村弘明委員関連の分割審議案件の説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。分割審議案件の売買関係の農地番号1から4の案件について、これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>表の中に、農振の区分欄に青と記載がありますが、どういう意味でしょうか。</p> <p>農振農用区域内的の農地であれば、青と記載するよう示されているからです。機構を経由しての売買は、農振農用区域内的の農地であることが大前提ですので、ここに青と記載されないものは、売買に該当しないことになります。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第12号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議している売買関係の農地番号1から4の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第12号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、売買関係の農地番号1から4の案件は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>それでは、退席している中村弘明委員に入ってください。</p> <p>(10番 中村弘明委員 着席)</p> <p>それでは、中村弘明委員の着座を確認しましたので、審議を続けます。議案第12号の分割審議以外の案件について、事務局より説明をしてください。</p> <p>分割審議以外の案件について、説明します。5-1頁の利用権設定関係です。</p> <p>農地番号1、地権者は、小鹿谷●●。土地は、小鹿谷地内の記載の1筆の田で、利用目的は水</p>
--	---	--

<p>5 その他</p>	<p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>(議長)</p>	<p>稲栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに4年5ヶ月で、無償です。耕作者は、小鹿谷の●●で、新規契約です。</p> <p>農地番号2から5の4筆です。地権者は、記載の3名です。土地は、小鹿谷地内の記載の4筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに9年5ヶ月で、無償です。耕作者は、川上の●●で、新規契約です。なお、農地番号1から5の地域計画の地区は、東郷地域の東郷です。</p> <p>農地番号6,7,8の3筆です。右端の備考欄に再生事業と記載しています。この3筆については、荒廃化しているため、機構に預け、機構が耕作できる状態に再生したうえで、耕作者に貸し付ける事業にのせるものです。土地は、藤津地内の記載の3筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利は、5年5ヶ月で、無償です。遅くとも、今年度末、令和8年3月までに機構が農地として再生します。機構が耕作者に貸し付ける始期、始まりの時期が未定のため、機構が耕作者に設定する権利、借受経営体の名称、住所は空欄となっています。ただし、借受者は、すでに決まっており、参考までに申し上げますと、●●の予定です。この3筆の地域計画の地区は、東郷地域の舎人です。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。分割審議以外の案件について、皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。議案第12号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第12号「農用地利用集積等促進計画の策定について」は、原案のとおり意見決定を致します。以上で議事を終わります。</p> <p>それでは、日程5.その他に移ります。</p> <p>(1) 7月農家相談会の日程について、説明してください。</p> <p>○7月農家相談会の日程について</p> <p>7月17日(木) 午前9時～正午</p> <p>担当：⑫山上真治 委員、⑬下田健一 委員、⑭河井勝重 推進委員</p> <p>(2) 農地パトロール(一斉調査日)の日程について、説明してください。</p>
--------------	--	---

	事務局	<p>○農地パトロール（一斉調査日）の日程について</p> <p>7月23日（水）【出発式 資料による】</p> <p>全員が8:30までに役場別館1階ロビー集合</p> <p>※服装等：ポロシャツ、帽子、タオル、飲料(水筒)、その他必要品</p> <p>受付 班長配布：タブレット、タッチペン 全員配布：名札</p> <p>出発式 8:45～ 役場別館玄関前</p> <p>調査 9:00～ 11:45 または 12:00 に昼食会場到着</p> <p>13:15～ 16:00 頃、遅くとも 16:30 には帰庁 帰庁後、班ごとに解散</p>
(議長)	事務局	<p>(3) 農業者年金加入推進特別研修会の日程について、説明してください。</p> <p>○農業者年金加入推進特別研修会の日程について</p> <p>8月4日（月）午後1時30分～午後4時 倉吉シティホテル【資料 開催要領による】</p> <p>※出席者確認⇒清水推進部長、その他希望があればお知らせください。</p> <p>出席者は、直接会場に集合してください。</p>
(議長)	事務局	<p>(4) 8月定例総会の日程について、説明してください。</p> <p>○8月定例総会の日程について</p> <p>8月8日（金）午後3時～</p> <p>現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理</p> <p>⑨ 横川 力 委員、⑩ 中村弘明 委員、⑳ 倉本哲男 推進委員</p>
(議長)	事務局	<p>(5) 8月農家相談会の日程について、説明してください。</p> <p>○8月農家相談会の日程について</p> <p>8月21日（木）午前9時～正午</p> <p>担当：④山田隆雄 委員、⑥山下和子 委員、⑮松本勝男 推進委員</p>
(議長)	事務局	<p>(6) 年間活動計画「8月計画」について、説明してください。</p> <p>○年間活動計画「8月計画」について</p> <p>①各部会の開催について</p> <p>*農政・担い手部会 8月12日（火）13:30～</p> <p>*農地対策部会 8月12日（火）13:30～ に決定（会場は別々に）</p>
		<p>②湯梨浜町認定農業者協議会との交流研修会について</p>

6 閉会	<p>(議長) 事務局</p> <p>(議長)</p> <p>(議長)</p>	<p>8月1日(金)午後4時～ 湯梨浜町中央公民館泊分館          内容：湯梨浜町(国県含む)農業関係補助事業について          説明者：湯梨浜町産業振興課 主事 米原耕一郎さん</p> <p>その他に事務局からありますか。          2点あります。</p> <p>1.鳥取県女性協議会総会及び研修会が8月27日(水)午後に未来中心で開催されます。2名の女性委員が対象です。日程確保をお願いします。</p> <p>2.鳥取県が令和7年度6月補正で予算化した「令和の米増産緊急支援事業」について、チラシにより概要説明。</p> <p>その他に皆さんから何かございますか。          無いようですので以上で終わります。</p> <p>皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和7年度第4回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。</p> <p>(閉会 午後4時35分)</p>
------	---	---